

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的实施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。 特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図るため、本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、組織・運営体制を見直す。 特に労災病院については、個々の病院毎に経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 施設に対する本部の運営支援・経営指導体制の強化を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 理事長メッセージの発信 独立行政法人が発足した4月1日に、全ての職員一人一人に「自分の足で立つ」経営を行うことの重要性を訴える理事長名文書を配付した。</p> <p>② 施設に対する本部の運営支援・経営指導体制の強化 理事会(週1回)を開催し、中期目標・中期計画を確実に達成するため、施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し施設に対して指導を実施した。</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構運営方針(労災病院編) ・勤労者医療推進年次計画 ・産業保健推進事業計画 ・労災リハビリテーション作業所運営改善通達 <p>また、とりわけ労災病院の効率的運営や財政支出削減を迅速に推進し抜本的な経営改善を実現するため、理事会とは別して、本部内に理事長をトップに、本部役員及び関係部長等を構成員とする「経営改善推進会議」(毎週開催)を設置した。さらに、「経営改善推進会議」の下に経営改善を着実に推進するため、本部内関係各課からなる「経営改善プロジェクトチーム」を設置した。 個々の労災病院に対する経営指導や支援策をとりまとめるため、医療事業部に経営指導課を設置するとともに、建物の長期使用等の対応に効率的に取り組むため営繕部計画課に保全班を設置した。 また、組織的かつ継続的な業務改善を通じて中期目標等で求められる業務実績の達成を確実なものとするため、事業毎、施設毎(労災病院は院内の部門毎にも実施)に目標・評価指標、行動計画を定め評価を実施する「内部業績評価制度」を導入した。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。</p>	<p>(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。</p>	<p>(2) 外部コンサルタントを活用することにより人事・給与制度のあり方について調査・検討し、新たな制度の設計・構築を行う。</p>	<p>③ 院長会議等各種会議の開催 独法化に当たり、臨時の全国労災病院院長会議を開催（平成16年4月）し、中期計画、年度計画の達成に向けての指示・説明を行ったことを皮切りに、随時、関係職員を対象とした会議を招集した。会議における具体的な指示・説明事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度診療報酬改定（マイナス1%）への迅速な対応による収入確保 ・平成20年度までの経営目標の策定 ・物品共同購入 ・医療提供体制の改革の方向性（亜急性期病床、回復期リハ病床の導入等） ・医師確保対策に関する緊急措置 <p>この他、産業保健推進センター所長会議、労災リハビリテーション作業所長等管理職を主とした会議等を含め計34回開催し、意識改革を徹底するとともに、機構全体をあげて中期目標の達成、事業の効率化、財政支出削減に取り組むよう指示・説明等を行った。</p> <p>④ 労災病院に対する経営指導・支援 本部の施設運営支援・経営指導体制の下で、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療科別収支率、人件費等の経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、これに基づき次の措置を講じた。</p> <p>ア 本部に設置する経営改善推進会議において、より高点数の施設基準の取得、地域医療連携の強化、病床削減を含む効率的な医療提供体制の構築等の推進方策を講ずるとともに、医師確保支援制度、施設間の転任推進制度等の新たな制度の構築、薬品の共同購入等の効率化策を導入。併せて、役職員給与カットを決定</p> <p>イ 独法化に先立ち、本部・病院間の協議（病院協議）により、平成15年度中に病院毎の平成20年度までの経営目標（収支計画）を策定するとともに、平成16年度にフォローアップを実施</p> <p>ウ 特に収支が悪い病院を「経営改善病院」に指定し、本部主導により「経営改善計画」を策定し、継続的なフォローアップと実地指導を実施</p> <p>(2) 新たな人事・給与制度の導入 外部コンサルタントから各種情報等の提供、提案などを受け、「新人事・給与制度」の構築に当たっての基本的考え方を「新人事・給与制度骨子（案）」として取り纏めるとともに、新人事・給与制度構築のための検討組織として、本部内に「新人事・給与制度プロジェクトチーム」を設置し、新人事・給与制度骨子（案）に基づく制度設計を行っている。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>2 一般管理費、事業費等の効率化 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。 なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。</p>	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化 一般管理費（退職手当を除く。）については人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。 また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させる。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施に努める。 また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直しにより節減に努める。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費・事業費の縮減</p> <p>① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成15年度に比べ△3.7%の縮減（△827百万円）を実施した。主な縮減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 人件費の抑制 本部による指導のもと、事務職員数の抑制を図るとともに、下記の取組により人件費を△522百万円縮減した。</p> <p style="margin-left: 20px;"> { 役員：本俸5%カット、賞与0.3月分カット 職員：俸給1.087%カット 賞与0.16月分カット、管理職加算半減 </p> <p>イ 競争入札の積極的な実施 競争入札の更なる実施に努めた結果、平成16年度の入札件数は平成15年度を78件上回り、契約額は平成15年度に比べ、△41百万円縮減した。</p> <p>ウ 省資源・省エネルギーの推進 日常的な節電・節水への取組に加え、電力供給業者の変更、節水バルブの設置等の取組により、光熱水費を平成15年度に比べて△21百万円縮減した。</p> <p>エ その他の取組 以上の取組に加えて、下記の取組により一般管理費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年10月東京連絡事務所の廃止、事務機器の再リース等による賃借料の縮減（△87百万円） ・法令規程集のCD-R化に伴う印刷物取り止め等による印刷製本費の縮減（△51百万円） ・定期購読誌の見直し、インターネットを利用した購入手段の活用等による消耗器材費の縮減（△43百万円） <p>オ 17年度における取組方針 17年度においても引き続き上記の取組を強化するとともに、新たに下記の事項に取り組み一層の一般管理費の縮減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員俸給の2.5%カット（17年4月実施） ・職員賞与0.14月分カット

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
		<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。</p>	<p>② 事業費の縮減 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く）については、平成15年度に比べ△4.1%の縮減（△223百万円）を実施した。主な縮減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 印刷製本費の縮減 図書等貸出しリーフレット、各種パンフレットの作成を取り止め、ホームページによる情報提供への切替、広報誌の頁数、紙質等仕様の見直し等により、印刷製本費を平成15年度に比べて△142百万円縮減した。</p> <p>イ 消耗器材費の縮減 定期購読誌の見直し、インターネットを利用した購入手段の活用等による物品の統一化を推進し、消耗器材費を平成15年度に比べて△58百万円縮減した。</p> <p>ウ 賃借料の縮減 産業保健推進センターにおいて、契約交渉の強化・徹底を実施し、事務所賃借料を平成15年度に比べて△23百万円縮減した。</p> <p>エ 保守料金の縮減 消防設備や昇降機等の保守回数、点検項目の見直し、電話設備やFAX等についてスポット契約への切替を実施し、保守料金を平成15年度に比べて△7百万円縮減した。</p> <p>オ その他の取組 以上の取組に加えて、下記の取り組みにより事業費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外巡回健康相談事業の派遣都市の見直し（△7百万円） ・援護業務における在宅介護住宅資金貸付債権管理業務の事務委託の取り止め（△4百万円） ・メール便等安価な発送手段利用による通信運搬費の縮減（△5百万円） <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下 職員賞与0.16月分カット、本部からの医療材料等の価格情報等に基づく物品調達コストの縮減、競争入札による清掃業務等委託契約の縮減等の支出削減に努めたことにより、運営費交付金の割合が、平成15年度に比べ3.3ポイント低下した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 組織・運営体制の見直しにより、効率的かつ効果的な業務運営が図られたか。</p> <p>・ 組織・運営体制について、本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図る観点から、見直しが行われたか。</p> <p>・ 個々の労災病院ごとの財務分析が行われ、これに基づく経営指導・支援が行われたか。</p> <p>・ 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討がなされ、新たな制度の設計・構築が行われたか。</p> <p>・ 一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（一般管理費については毎年度3%程度削減、事業費については毎年度1%程度削減）に推移しているか。</p> <p>・（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについて）費用のうち運営費交付金の割合について、中期目標を達成することが可能な程度（毎年度1ポイント程度削減）に推移しているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 平成16年度計画の各項目の着実な達成、個々の病院毎の経営指導も含めて労災病院における損益改善に繋がる組織・運営体制の見直しを行うとともに、事業運営の効率化に関して、一般管理費について△3.7%削減（単年度で中期目標の24.7%達成）、事業費について△4.1%削減（単年度で中期目標の82.0%達成）、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合について3.3ポイント改善（単年度で中期目標の66.0%達成）を実現した。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 独法発足直後に、理事長メッセージを全ての職員一人一人に「自分の足で立つ」経営を行う重要性を文書で配布した。</p> <p>・ 抜本的な経営改善を推進するため、本部に理事長をトップとする「経営改善推進会議」を設置し、様々な事業の効率化、財政支出削減を推進した。</p> <p>・ 個々の労災病院に対する経営指導や支援策をとりまとめるため、医療事業部に経営指導課を設置するとともに、建物の長期使用等の対応に効率的に取り組むため営繕部計画課に保全班を設置した。</p> <p>・ 組織的かつ継続的な業務改善を通じて中期目標等で求められる業務実績の達成を確実なものとするため、事業毎、施設毎（労災病院は院内の部門毎にも実施）に目標・評価指標、行動計画を定め評価を実施する「内部業績評価制度」を導入した。</p> <p>・ 独法化に当たり、臨時の全国労災病院院長会議を開催（平成16年4月）し、中期計画、年度計画の達成に向けての指示・説明を行うとともに、随時、関係職員を対象とした会議を招集し、診療報酬のマイナス改定への迅速な対応による収入の確保、平成20年度までの経営目標の策定等の具体的な指示・説明を行った。</p> <p>・ 産業保健推進センター所長会議、労災リハビリテーション作業所長等管理職を主とした会議等を含め計34回開催し、意識改革を徹底するとともに、機構全体をあげて中期目標の達成、事業の効率化、財政支出削減に取り組むよう指示・説明等を行った。</p> <p>・ 個々の病院毎の財務分析に基づき、病床削減を含む効率的な医療提供体制の推進方策、施設間の転任推進制度、医師確保の支援制度等の構築、薬品共同購入の実施、本部・病院間の協議による病院毎の経営目標（収支計画）の策定・フォローアップに取り組むとともに、特に収支の悪い病院を「経営改善病院」に指定（6病院）し、本部指導による経営改善の実施に取り組んだ。</p> <p>・ 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討を行い、「新人事・給与制度骨子（案）」としてその基本的考え方をとりまとめ、新たな制度の設計・構築を行っている。</p> <p>・ 一般管理費（退職手当を除く）については、人件費の抑制（役員：俸給5%、賞与0.3月カット。職員：賞与0.16月カット、管理職加算半減）、競争入札の積極的な実施、省資源・省エネルギーの推進等により、前年度比△3.7%削減した。</p> <p>・ 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く）については、印刷製本費の縮減、消耗器材費の縮減、賃借料の縮減、保守料金の縮減等により前年度比△4.1%削減した。</p> <p>・ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、職員賞与0.16月分カット、本部からの医療材料等の価格情報等に基づく物品調達コストの縮減、競争入札による清掃業務等委託契約の縮減等の支出削減により、運営費交付金の割合が、平成15年度に比べ3.3ポイント低下した。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ 様々な対応を行い、計画以上に進んでいる。</p> <p>・ ほぼ目標並みである。</p> <p>・ 「足でたつ経営」の基盤整備を精力的におこなったことは評価できる。</p> <p>・ 組織運営体制の見直しが進んでいる。多様な構成員を抱えての見直しのため、多くの工夫をしている。病院協議や組合との賃金カット等の話し合いを継続的に行っている。</p> <p>・ 医療が単なる営利目的で行われることのないよう、サービス向上を重視している。</p> <p>・ 人事制度の改訂が、より業績に近づくことは納得がいく。</p> <p>・ 経費削減の影響についてはなお慎重な評価と対策が必要である。</p> <p>・ 職員への経営方針の浸透度が気になる。管理監督者層を中心とした上意下達だけでなく各職種ごとの理解度もあげるよう引き続き努力されたい。</p> <p>・ 労災疾患に意欲を燃やす医師の確保を中長期的に努力願いたい。</p> <p>・ モチベーションをアップするような、施策が望まれる。</p> <p>・ モラルダウン等、後に問題点を残さないよう充分留意することが必要である。</p> <p>・ 評価も適切に行うことは重要であるが評価結果をどのように生かすかも重要である。</p> <p>・ 会議倒れにならないよう留意すること。</p> <p>・ 職員給与については、赤字脱却までの間、ラスパイレース指数100を目標とすべきである。</p> <p>・ 労働組合の出方が注目される。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、37病院を30病院（5病院を廃止し4病院を2病院に統合する）とする労災病院の再編を、定められた期限（平成19年度）までに行うこと。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院の再編（統廃合）については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。 なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 （1）労災病院の再編（統廃合）による効率化を図るため、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定する。 なお、統廃合実施計画策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策を盛り込む。 （2）「労災病院の再編計画」において平成16年度が廃止期限とされた霧島温泉労災病院については、「霧島温泉労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成16年度中に廃止する。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化 （1）労災病院統廃合実施計画の策定 統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定した。 ・霧島温泉労災病院（平成16年4月1日策定） ・珪肺、大牟田、岩手、筑豊、美唄及び岩見沢、九州及び門司の各労災病院（平成16年9月1日策定） なお、統廃合実施計画の策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策を盛り込んだ。 （2）霧島温泉労災病院の廃止 霧島温泉労災病院については、「霧島温泉労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成16年4月9日に廃止した。 （3）その他の統廃合対象病院の状況 ① 廃止対象病院（廃止予定時期） ア 珪肺労災病院（平成17年度） 地元との連絡会議を2回開催。地元は獨協医科大学への移譲を要望。獨協医科大学と具体的な協議（譲渡対象資産、再就職希望者の採用条件、診療機能・患者の承継等）を進めている。 イ 大牟田労災病院（平成17年度） 地元との連絡会議を1回開催し、一般医療に係る後医療の在り方等に関する要望の取り纏めを依頼。厚生労働省のCO患者特別対策事業の実施を踏まえた対応を検討している。 ウ 岩手労災病院（平成18年度） 地元との連絡会議を2回開催し、後医療の在り方に関する要望の取り纏めを依頼。地元関係者と移譲先の早期決定に向け協議を進めている。 エ 筑豊労災病院（平成19年度） 地元との連絡会議を1回開催し、後医療の在り方に関する要望の取り纏めを依頼。地元関係者と移譲先の早期決定に向け協議を進めている。 ② 統合対象病院（統合予定時期） ア 美唄・岩見沢労災病院（平成19年度） 両病院と今後の在り方に関する協議会を5回開催。両病院の経営をめぐる環境変化等を踏まえ、今後の在り方を検討。統合の具体的な形及び運用のイメージ等を検討している。 イ 九州・門司労災病院（平成19年度） 両病院と今後の在り方に関する協議会を4回開催。16年度に九州労災病院が移転新築工事の基本設計に入ることから、統合についての基本的考え方及び基本設計に必要な事項を整理した。統合の具体的な形及び運用のイメージを検討している。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。	4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、定められた期限までに着実に進める。	4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、休養施設「大沢野パレス」(富山県大沢野町)を平成17年3月31日までに廃止する。	4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年3月31日に休養施設「大沢野パレス」を廃止した。 廃止に当たっては、地元自治体・労働局への廃止通告、利用者への周知、職員の雇用対応など適切な業務に努めた。 処分に当たっては、地元自治体への買い受け勧奨を行ったが、購入希望がなかったことから一般競争により建物を売却した。 なお、休養施設及び労災保険会館については、平成17年度末までに廃止することとしており、平成17年5月末には水上荘を廃止し、平成17年度末には別府湯のもりパレス及び労災保険会館を廃止する。 5 その他施設の統廃合 財務の効率化、施設の有効利用の観点から、現在11校ある労災看護専門学校について、平成18年度末をもって美唄及び和歌山労災看護専門学校を閉校することとした。 また、現在8所あるリハビリテーション施設について、中期目標期間中に再編を目指すこととした。

評価の視点	自己評価	A	評 定	A
<p>○ 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、労災病院の統廃合、休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止を適切に進めているか。</p> <p>・ 統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」が策定されたか。</p> <p>・ 「労災病院統廃合実施計画」には、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策が盛り込まれたか。</p> <p>・ 霧島温泉労災病院の廃止は適切に行われたか。また、廃止に係る業務は適切に進められたか。</p> <p>・ 当該年度に予定される施設(休養施設「大沢野パレス」)の廃止は適切に行われたか。また、廃止に係る業務は適切に進められたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、平成16年度に廃止を予定していた霧島温泉労災病院については、廃止に係る業務を適切に進め、平成16年4月9日に廃止した。平成17年度以降に統廃合を予定する病院については、円滑に統廃合を実施するため、後医療の在り方に関する地元関係者との協議などの業務を積極的に実施し、珪肺労災病院については平成16年度において移譲先を事実上内定し、正式な移譲契約の締結に向けて具体的な協議を開始した。これらのことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>・ 統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」を策定した。</p> <p>・ 統廃合実施計画の策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策等、病院毎に必要な事項を盛り込んだ。</p> <p>・ 「霧島温泉労災病院廃止実施計画」に基づき、平成16年4月9日に廃止した。また、法令に基づく手続の届出、診療録等、法人文書の管理等について作業リストを作成し、再編整備課において進捗状況を管理しながら、担当部課及び霧島温泉労災病院と調整して作業を行った。</p> <p>・ 平成17年度以降に統廃合を予定する病院については、円滑に統廃合を実施するため、後医療の在り方に関する地元関係者との協議などの業務を積極的に実施し、珪肺労災病院については移譲先を事実上内定し、具体的な協議を開始した。</p> <p>・ 大沢野パレスの廃止に当たっては、地元自治体・労働局への廃止通告、利用者への周知、職員の雇用対応など適切な業務を行い、平成17年3月31日に休養施設「大沢野パレス」を廃止した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画以上に進んでいる。</p> <p>・ 病院資産の移譲に当たって適正な価格かどうかのチェックはなされているか留意する必要がある。</p> <p>・ 廃止病院の労働者の雇用の確保、入院患者への配慮等に努力している。</p> <p>・ 地元との話し合いを重視している。移譲に関しては、外部の評価を仰いでいる。</p> <p>・ 第三者による評価を受けている。</p> <p>・ おおむね順調に統廃合計画は進んでいると思われる。なお、残る案件についても計画通り進行されることを期待する。</p> <p>・ 廃止病院の赤字幅が大きくなるのはやむを得ないと推察されるが、今後、廃止や統合が予定されている病院について、赤字が大きくなるような対応が望まれる。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、機構が実施する業績評価について、内部の検討に加え、外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、評価方法等の検討を行う。</p> <p>(2) 業務の透明性の向上に資するため、平成16年度の決算終了後に業務実績をホームページ等で公開し、広く意見・評価を求める仕組みを導入する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業績評価の実施 機構が実施する業績評価の方法について、内部の検討に加え、経営者団体代表、労働者団体代表及び学識経験者（計8名）から構成する「業績評価委員会」（12月開催）において検討を行い、平成17年度から全ての事業・施設毎（労災病院は院内の部門毎にも実施）にバランス・スコアカードの手法を用いた内部業績評価を実施することとした。 平成16年度は、平成17年度からの本格実施に先駆け、3労災病院で内部業績評価を先行的に実施するとともに、事業毎の具体的な目標・評価指標、行動計画を策定した。 加えて、外部有識者による業績評価として、「業績評価委員会」において平成16年度の上半期業務実績の事後評価、平成17年度機構運営方針の事前評価を実施し、広報活動の強化など業務の改善に反映させた。 なお「業績評価委員会」の業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 業務実績の公表 事業の業務実績をホームページで公表し、広く意見・評価を求め、翌年度の事業運営計画に反映させる仕組みを導入した。</p>	
<p>評価の視点</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>		<p>評 定</p> <p>B</p>
<p>○ 適切な評価体系を構築するとともに、業務実績等を公表することにより、業務の質の向上及び透明性の確保が図られているか。</p> <p>・ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、適切に評価方法等の検討が行われたか。</p> <p>・ 業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求める仕組みが導入されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ バランス・スコアカードの手法を用いた内部業績評価制度を構築し、全ての事業・施設及び労災病院の各部門を対象とした循環型マネジメント（PDCA）の仕組みを導入するなど、国内においてもあまり例を見ない画期的な評価体系を構築するとともに、併せて、3労災病院で内部業績評価を先行的に実施した。また、業績評価委員会（医学研究評価部会及び産業保健評価部会を含む）において、事業毎の事前・事後評価を実施し、その結果を業務の改善に反映した。これらのことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>・ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、評価方法等の検討を行った。</p> <p>・ 業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求める仕組みを導入した。</p>			<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画通り進んでいる。</p> <p>・ システムはできたと評価するので、今後の成果を見守りたい。</p> <p>・ バランススコアカードを導入したことを評価する。今後、より効果が得られるものになるように、努力が望まれる。</p> <p>・ 労災病院の特徴を生かした評価が懸念する。</p> <p>・ 評価結果による実際の業績向上に資することが明らかになった点で判断したい。</p> <p>・ モチベーションアップのために、更なる工夫が望まれる。</p> <p>・ バランススコアカードの導入事実が、具体的にどれだけの効果あるいは業務改善につながったのかに関する具体的資料に乏しい。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の12分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。</p> <p>また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。</p>	<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 中期目標に示された12分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、12分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>i 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。 （※参考：平成14年度実績4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース））</p>	<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約し、勤労者医療総合センターと称して組織的・計画的に運営し、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、各労災疾病研究センターにおいて中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成するとともに、次のような取組を行う。</p> <p>ア 各労災病院の有する診療実績・研究実績等を総合的に勘案して12分野毎に中核病院を定めるとともに、当該中核病院に当該分野の研究を行う労災疾病研究センターを付設する。また、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築して、全労災病院から同ネットワークを通じて研究テーマ毎に研究・開発に必要な臨床データ等を集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、身体への過度の負担による筋・骨格系疾患、振動障害、化学物質の曝露による産業中毒、粉じん等による呼吸器疾患に関し、これまでの研究成果を基にして、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、アクセス件数を5千7百件以上得る。</p>	<p>2 療養施設の運營業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 全国32の労災病院において、4月1日付をもって勤労者予防医療センター、労災疾病研究センター（室）、地域医療連携室の各機能を集約し、勤労者医療総合センターと称して組織の整備を行い、その統一的な体制の下で、効率的及び計画的に勤労者医療の中核的役割を推進した。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、研究開発計画の策定など、次のような取組を行った。</p> <p>ア 労災疾病に係る研究・開発の実施 中期目標の別紙12分野ごとに中核病院を定め、労災疾病研究センターを付設し、それぞれの分野ごとに主任研究者、分担研究者を選任して研究開発計画を策定した。 研究開発計画の策定や研究・開発の実施に当たっては、研究・開発、普及事業を統括する統括研究ディレクター（前横浜市立大学医学部長）を機構本部に配置するとともに、研究者の要請に応じて助言や指導を行う研究アドバイザー（外部の医学研究に関する専門家等）を委嘱するなど、研究者に対する支援体制を整備した。 また、研究・開発に必要な臨床データ等を集積するため、各労災病院及び機構本部間に、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築し、データの集積を開始した。</p> <p>イ ホームページによる研究成果の普及 身体への過度の負担による筋・骨格系疾患、振動障害、化学物質の曝露による産業中毒、粉じん等による呼吸器疾患に関し、これまでの研究成果を基にして、モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、研究成果の普及を図った。</p> <p>〔ホームページアクセス件数 14,630件〕</p> <p>また、平成17年3月に、職業復帰のためのリハビリテーション及び勤労者のメンタルヘルス分野のデータベースを新たに構築し、平成17年度から公開することとした。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、13研究・開発テーマに関し30件以上(※)の学会発表を行う。 (※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施)</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会において各研究開発計画の事前評価を行うとともに、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ウ 研究・開発に係る評価の実施 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部の臨床研究に関する有識者等31名で構成する業績評価委員会医学研究評価部会を設置し、研究開発計画の有効性・効率性等に関する事前評価を実施した。 また、「臨床研究に関する倫理的指針」及び「疫学研究に関する倫理的指針」を踏まえ、医学研究倫理審査委員会を設置し、研究開発計画に対する倫理面の審査を行った。 医学研究評価部会の事前評価結果及び医学研究倫理審査委員会の審査結果については、研究開発計画の改善に反映した。</p>

評価の視点	自己評価	A	評 定	B
<p>○ 療養施設の運営業務（労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターの組織的体制が、確実に構築されたか。</p> <p>・ 各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成したか。</p> <p>・ 労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発推進体制が整備され、臨床データ等が全労災病院から集積されるなど、労災疾病に係る研究・開発が計画的かつ着実に実施されているか。</p> <p>・ モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）が構築されるとともに、アクセス件数5千7百件以上を得られたか。</p> <p>・ 外部委員を含む研究評価委員会により各研究テーマの事前評価が行われ、その結果が研究計画の改善に反映されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 労災疾病12分野の研究開発について、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」や国内の研究者による評価・支援体制を構築し、他に例のない大規模臨床研究を可能とする基盤整備を行った。併せて、既存の労災疾病に関する研究成果のデータ・ベース（ホームページ）による普及については、産業中毒、じん肺、振動障害、職業性腰痛等に関し、年度計画（5,700件）を大きく上回る14,630件のアクセスを得た。これらことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>・ 地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターの組織的体制を構築した。</p> <p>・ 各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成した。</p> <p>・ 12分野ごとに中核病院を定め、そこに労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発推進体制を整備し、臨床データ等の集積を開始した。</p> <p>・ モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、アクセス件数14,630件を得た。</p> <p>・ 外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会により各研究テーマの事前評価を行い、その結果を研究計画の改善に反映した。併せて、生命倫理等の観点から審査を行うため、倫理審査委員会を開催した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画通り、体制はできあがったので、これからの結果に期待する。</p> <p>・ 臨床研究の基盤整備を行った。</p> <p>・ 情報データベースによりデータの集積を進め、モデル予防情報などを適切に普及させた。</p> <p>・ 労災件数そのものは減少していると思われるが、一件あたりの規模が大きくなっているため、各労災病院の連携、重点分野の選定は重要である。</p> <p>・ アスベスト等緊急課題への柔軟な取り組みを期待する。</p> <p>・ 学際的研究の推進の一環として、看護・心理・リハビリテーション等コメディカル研究者の更なる研究への参画と成果の発表を促すことを期待する。</p> <p>・ 研究成果のコストパフォーマンスについて検討する必要がある。研究費配分についても、マンネリ化していないかどうかのチェックをするべきである。</p> <p>・ 産業構造の変化による就業者構成は大きく第三次産業にシフトしているが、研究テーマは圧倒的に製造業・鉱業等が中心と思われる。女性に関する研究など一部評価できるものなおテーマの選択には検討を期待する。</p> <p>・ データシステム構築にやや力点が偏っている印象を受けるがそのシステムの機器構成等の妥当性を懸念する。</p> <p>・ 中期目標が低すぎた嫌いがある。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績						
<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。 また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績 17,887人） （※参考2：平成14年度実績 7,838人） （※参考3：平成14年度実績 855人）</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ4万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千2百人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を勤労者に対する過労死予防等の推進業務の改善に反映する。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 一般健康診断結果の有所見率の増加など労働者を取り巻く健康問題を踏まえ、勤労者予防医療センターにおいては、全国で勤労者に対する過労死予防等を組織的に推進するため業務の質の向上などに取組み、次のとおり指導・相談を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="2101 464 2867 590"> <tr> <td>勤労者の過労死予防対策の指導</td> <td>80,876人</td> </tr> <tr> <td>勤労者心の電話相談（メンタルヘルス）</td> <td>12,878人</td> </tr> <tr> <td>勤労女性に対する生活指導</td> <td>2,122人</td> </tr> </table> <p>また、利用者に対する満足度調査を実施し、81.7%の利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を得た。</p> <p>ア 指導及び相談の質の向上 過労死予防対策等における指導及び相談の質を向上するため、次の取組を行った。 i 労働局、労働基準監督署、産業保健推進センター等の労働衛生機関との連携により、過重労働による健康障害防止対策に関する企業への指導・相談等を実施した。 ii 日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会等の予防関連学会や健康障害関係研修会に積極的に参加し、勤労者のニーズの把握、企業における健康づくりの好事例等の収集に努め、調理実習を主とした栄養指導や企業向けの禁煙サポート教室の開催等の指導・相談業務に活用した。 iii 食事やストレス管理等に関する勤労者一人ひとりの知識・意識を高めるため、過労死予防等に関するノウハウを集大成した「働く人々の生活習慣病予防ノート」を作成し、講習等で活用した。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上 勤労者等の利便性の向上を図るため、夜間、土・日曜日における指導・相談の実施（227件、9,108人）、企業への出張講習会の実施（506回、参加34,514人）、夜間など勤労者の利用しやすい時間帯における「勤労者心の電話相談」の受付を行った。</p> <p>ウ 満足度調査の結果に基づく改善 平成16年9月～10月、予防医療センターの利用者2,340人に対し、指導内容、利用時間等についてアンケート調査を実施した。 （有効回答1,875人、回答率80.0%） この調査において出された意見を基に、実践的講習会の実施や指導・相談の実施時間帯の変更など、業務の改善に反映した。</p>	勤労者の過労死予防対策の指導	80,876人	勤労者心の電話相談（メンタルヘルス）	12,878人	勤労女性に対する生活指導	2,122人
勤労者の過労死予防対策の指導	80,876人								
勤労者心の電話相談（メンタルヘルス）	12,878人								
勤労女性に対する生活指導	2,122人								

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 療養施設の運営業務（勤労者に対する過労死予防等の推進）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の過労死予防対策の指導が延べ4万2千人以上実施されたか。 ・ メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談が延べ1万人以上実施されたか。 ・ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導が延べ1千2百人以上実施されたか。 ・ 利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を70%以上得られたか。 ・ 指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。 ・ 指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図っているか。 ・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。 	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 本事業においては、指導・相談件数の増を重点事項として取り組み、年度当初に施設毎のミニマムの目標数を指示するとともに、各施設からの毎月の実績報告を踏まえ、業務運営の進行管理をきめ細やかに行った結果、勤労者の過労死予防対策の指導80,876人（年度計画の192.6%、単年度で中期目標の35.2%達成）、勤労者心の電話相談12,878人（年度計画の128.8%、単年度で中期目標の23.4%達成）、勤労女性に対する生活指導2,122人（年度計画の176.8%、単年度で中期目標の30.3%達成）の実績を挙げ、中期目標の繰上達成が可能な状況となった。併せて、利用者からは、中期目標で示された70%を大きく上回る81.7%の満足度を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ80,876人実施した。 ・ メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ12,878人実施した。 ・ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ2,122人実施した。 ・ 利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を81.7%以上得た。 ・ 指導・相談の質の向上を図る観点から、労働局・労働基準監督署等との連携による企業への指導・相談の実施、日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会等に参加し、勤労者のニーズの把握、企業における健康づくりの好事例等の収集に努め、調理実習を主とした栄養指導や企業向けの禁煙サポート教室の開催等の指導・相談業務に活用した。 ・ 夜間、土・日曜日における指導・相談の実施、企業へ出張講習会の実施、夜間など勤労者の利用しやすい時間帯における「勤労者心の電話相談」の受付により、勤労者等の利便性の向上を図った。 ・ 満足度調査において出された意見を基に、実践的講習会の実施や指導・相談の実施時間帯の変更など、業務の改善に反映した。 		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画以上の成果をあげている。 ・ 過労死予防のための体制を整えつつあることは評価できるが、相談件数等の情報提供数や、満足度といった単純指標でなく、具体的な予防成果の指標を得ることはできないのだろうか。 ・ 年中無休の電話相談は精力的な努力である。満足度も高い。 ・ 利便性の向上に努めたことを評価する。 ・ 過労死、過労自殺、勤労女性の健康管理の対策については、計画を大幅に上回る数字をあげている。 ・ 夜間、土日の指導・相談を実施している。企業への出張講習会を行った。 ・ いずれの目標を達成したのは見事である。 ・ 過労死予防対策の効果は、本来、ただ相談事業や指導を何件したかではなく、日本全体か少なくとも指導や相談事業を精力的に行った県（または地域）とあまり行わなかった地域の過労死がどのように変化したかをみるべきで、シート4の研究開発のテーマにもそのような目的の研究（コホート研究）を取り上げる方がよいと思われる。 ・ 数字は計画を上回るが当然の成果と考えられる。中期目標が低すぎたとも考えられる。 ・ 勤労者への各種指導・相談件数が増加していると評価できる。これからの事業が日本全体としてニーズをどの程度カバーできているのかという目配りも持ってほしい。 ・ 達成率の中身の再検討が必要である。達成率×効果率（どういう点が効果があったのか、何故効果があつたのか）ということが、成果率に繋がっている。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（※1）とする。 （※参考1：平成14年度実績 30.3%）</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（※2）に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（※3）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。 （※参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増） （※参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増）</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 紹介患者の取扱い等勤労者医療の地域支援業務を地域医療連携室に一元化し、労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、33%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、6千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万1千5百件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において、労災指定医療機関等との連携強化、労災疾病に関するモデル医療の普及等に取り組むとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、78.6%の利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を得た。</p> <p>ア 労災指定医療機関等との連携強化 地域医療連携室を設置して、紹介患者の受付等の業務、労災指定医療機関、産業医等に対するモデル医療の普及業務、病診・病病連携業務、行政協力窓口業務、産業保健推進センターとの連携業務を一元化し、労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、38.6%の患者紹介率を確保した。</p> <p>イ モデル医療の普及 労災疾病に関するモデル医療普及のため、地域医療機関の休診日や診療時間終了後に配慮し、「腰椎椎間板ヘルニア等に対する内視鏡手術」等に関する症例検討会や「騒音難聴と聴覚管理」等の講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談を電話、FAX及びメールにより受け付けた。 なお、症例検討会、講習会により16,386人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>ウ 高額医療機器を用いた受託検査の実施 CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、23,092件の受託検査を実施した。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果に基づく業務の改善 平成16年9月～10月、地域医療連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等の医師5,306人に対し、医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等についてアンケート調査を実施した。（有効回答2,192人、回答率41.3%） この調査において出された意見を基に、CT、MRI等の受託検査予約の24時間実施、紹介状に対する返信の迅速化など業務の改善に反映した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 療養施設の運営業務（勤労者医療の地域支援の推進）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災指定医療機関等が勤労者医療の地域支援に対してどのようなニーズがあるか調査し、ニーズに合致した地域支援業務が実施されているか。 ・ 利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が70%以上得られたか。 ・ 労災病院において、地域医療連携室を設置して労災指定医療機関との連携強化に努め、33%以上の患者紹介率が達成されたか。 ・ 労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会が開催され、医師等6千人以上にモデル医療の普及が行われたか。 ・ モデル医療に関して、多様な媒体を用いた相談受付が実施されているか。 ・ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報が盛り込まれたか。 ・ 受託検査が延べ1万1千5百件以上実施されたか。 ・ ニーズ調査・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 紹介患者の受付、モデル医療の普及、高額医療機器を用いた受託検査等の業務を地域医療連携室に一元化し労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率38.6%（年度計画に比し5.6ポイントアップ、単年度で中期目標期間中の向上目標9.ポイントの85.6%達成）、症例検討会・講習会によるモデル医療の普及件数16,386人（年度計画の273.1%、単年度で中期計画の51.2%達成）、高額医療機器を用いた受託検査23,092件（年度計画の200.8%、単年度で中期計画の38.5%達成）の実績を挙げた。併せて、利用者からは、中期目標で示された70%を大きく上回る78.6%の満足度を得た。このように全ての項目で計画を上回る実績を挙げたことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災指定医療機関等から勤労者医療の地域支援業務に対して、どのようなニーズがあるか調査し、ニーズにあった地域支援業務の改善を行った。 ・ 満足度調査を実施し、紹介実績のある医師から、診療や産業保健活動に関して有用である旨の評価を78.6%得た。 ・ 全ての労災病院に地域医療連携室を設置し、業務を一元化することにより、患者紹介率は、38.6%を達成した。 ・ 地域医療機関の休診日や診療時間終了後に配慮し、症例検討会や講習会を開催し、医師等16,386人にモデル医療の普及を行った。 ・ モデル医療に関して、電話・FAX・メール等による相談受付を実施した。 ・ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報を盛り込んだ。 ・ 受託検査については、23,092件実施した。 ・ 平成16年9月13日から平成16年10月8日までの期間中に、紹介実績のある医師に対してニーズ調査を実施し、この調査結果に基づき提出された意見、要望について各地域医療連携室毎に検討し、反映した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画を達成している。 ・ 地域支援体制の整備に関する努力件数は明らかに目標を上回っており、一定水準のアンケート調査による満足度評価と質的記述も高いことは、評価される。 ・ 受託検査の計画を大幅に上回る件数実施した。 ・ モデル医療に関してメール等による相談受付を実施した。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 労災病院においては、別紙に示された12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>i 中期目標期間の初年度に、12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、次年度から医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。</p> <p>i 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。</p> <p>ii 労災看護専門学校においては、勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会を設置し、勤労者の健康を取り巻く状況の変化等を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。</p> <p>iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>ア 高度・専門的医療水準の向上のための取組 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行った。</p> <p>i 臨床評価指標の策定 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎の臨床評価指標を策定した。 平成17年度からデータの収集を開始する。</p> <p>ii 専門性を有する看護師の養成 各労災看護専門学校の教務長を委員とする検討会を開催し、勤労者医療の中核的役割を推進する人材を育成することを目的として、17年度入学生から勤労者医療概論、メンタルヘルスマネジメント等の勤労者医療に関するカリキュラム75時間4単位を実施するよう労災看護専門学校のカリキュラムの見直しを行った。</p> <p>iii 義肢装具等の開発 労災リハビリテーション工学センターにおいて、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を実施した。また、麻痺患者等への運動機能再建を延べ991回実施するとともに、国際義肢装具学会等の学会における講演、福祉機器関係企業に対するセミナーの実施など研究成果の活用を図った。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p>	<p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。</p> <p>(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、当該プログラムに基づいて医師臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考に臨床研修プログラムの改善に反映させる。</p> <p>(ii) 勤労者医療の中核的役割に関する講義を重点項目の1つとして研修プログラムの充実を図り、当該研修プログラムに基づき、本部において職員の集合研修を実施し、受講生の意識改革及び理解を深める。 また、研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実反映させる。</p>	<p>iv 人材の確保と資質の向上 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>(i) 医師臨床研修への取組 医師臨床研修指定病院である26労災病院において勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、当該プログラムに基づき、企業の産業医と連携した健康診断から予防・治療・職場復帰までの健康管理等の臨床研修を実施した。 また、これらの病院においては、研修を担当した指導医や研修を受けた研修医の意見を参考に、生活習慣病対策や過労死予防対策に関する研修を取り入れるなど、平成17年度以降のプログラム内容を改善した。</p> <p>(ii) 職員研修への取組 労災病院が政策医療機関として勤労者医療を推進することの重要性や独立行政法人に求められる効率的・効果的な業務運営に関する講義を盛り込み研修プログラムの充実を図り、本研修プログラムに基づき、本部において21研修、延べ1,053人に対して集合研修を実施した。 研修後のアンケート調査では、受講生の77%が「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答するとともに、受講生の受講報告書等では「独法の厳しさ等の理解ができた」、「労災病院のおかれている現状と中期目標・中期計画の重要性が理解できた」等の評価が寄せられるなど、受講生の意識改革及び理解が深められた。 なお、労災病院における患者満足度調査において、職員個々の資質の向上に関わる項目として「患者接遇に対する満足度」の結果を検証し、平成17年度から「患者接遇と人間関係」と題した講義を研修に取り入れることとした。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績											
<p>イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上（※）の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 56,653人×5年間の5%増）</p> <p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。</p> <p>また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、5万8千人以上の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p>	<p>v 救命救急医療への対応 救急救命士の病院研修受入（2,376人）、連絡会議等の開催（99回）等により、消防機関との連携を強化した。</p> <p>また、ドクターヘリ講習会等の院外研修への参加（453人）、院内の救急医療講習会等への参加（3,484人）等により、救急スタッフを育成し、配置した。</p> <p>これらの取組により、64,472人の救急搬送患者を受け入れた。</p> <p>vi 重大災害発生への対応 「労災病院災害対策要綱（平成8年4月1日制定）」に基づき、機構本部に理事長を本部長とする災害対策本部を設置し、次のとおり迅速かつ機動的に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震（16年10月） 燕及び新潟労災病院の医師、看護師等による医療救護班が被災地である十日町市、小千谷市に出向き906名の被災者の医療救護活動を実施した。 ・JR福知山線事故（17年4月） 関西労災病院において入院患者36名、外来患者33名を受入れた。また、大阪労災病院から医師9名を含む14名を関西労災病院へ派遣し救急患者の対応にあたった。さらに、勤労者予防医療センター等の心の電話相談により事故関係者等の心のケア対策を実施した。 <p>vii 病院IT化への取組 医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、情報の共有化によるチーム医療の推進や地域医療連携の推進等を目指し、オーダーリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>・オーダーリングシステム</td> <td>16年度新規稼働</td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16年度現在稼働</td> <td>20施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・電子カルテシステム</td> <td>17年度新規稼働</td> <td>1施設</td> </tr> </table> <p>viii 医療機器の整備 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。</p> <p>イ 良質で安全な医療の提供 良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において70%以上の患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を得た。（全病院平均で78.6%の満足度）</p>	{	・オーダーリングシステム	16年度新規稼働	1施設		16年度現在稼働	20施設		・電子カルテシステム	17年度新規稼働	1施設
{	・オーダーリングシステム	16年度新規稼働	1施設											
		16年度現在稼働	20施設											
	・電子カルテシステム	17年度新規稼働	1施設											

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
		<p>i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審する。</p> <p>ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映する。</p> <p>iv 安全な医療を推進するため、医療安全に関する取組を点検するための「医療安全チェックシート」の見直しを行うとともに、各労災病院において医療安全に関する研修会を年2回以上実施すること、医療安全推進週間に参加すること等により、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>i 病院機能評価の受審 日本医療機能評価機構の評価項目や視点を参考に自院の状況の点検を行い、問題点の改善などの準備が整った4病院において病院機能評価を受審した。</p> <p style="text-align: center;"> { 受審 27病院（受審率84.4%） 認定 21病院（認定率65.6%） （全国病院の認定率16.5%） </p> <p>ii クリニカルパス活用の推進 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成17年3月までに2,163件のクリニカルパスを作成した（平成15年12月と比較して50.5%増）。また、作成したクリニカルパスを活用し、入院から退院までの治療内容が理解でき安心感が生まれるなどの患者に分かりやすい医療の提供及び医師の経験の差による診療方針の隔たりを少なくするなどの医療の標準化に努めた。（クリニカルパス適用率79.6%）</p> <p>iii 患者満足度調査の結果に基づく改善 平成16年9月、入院患者10,184人、外来患者33,244人に対し、診療、病院環境、職員待遇等についてアンケート調査を実施した。 この調査において出された意見を基に、職員の態度への不満に対応した患者接遇の関する講習会・研修会の実施、待ち時間に対する不満に対応した予約待ち時間情報の表示など、さわやか患者サービス委員会の活動等を通じて業務の改善に反映した。</p> <p style="text-align: center;"> { 入院患者調査 99項目 有効回答 8,079人、回答率79.3% 外来患者調査 89項目 有効回答21,800人、回答率65.6% </p> <p>iv 安全な医療の推進 各病院職員による自院の医療安全対策水準の把握、各病院における医療安全に対する意識の平準化、統一された患者の安全の確保等を目的に、各病院で導入されていた「医療安全チェックシート」について見直しを行い、各労災病院の医療安全管理者やコメディカルの代表者等の意見の集約、任意病院での試行チェックを経て、全労災病院共通の統一的・標準的な「医療安全チェックシート」を作成した。 また、全労災病院において、医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに、厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」（11/21日～11/27土）に全労災病院が職員研修・講演会の実施、地域住民公開講座の開催、院内パトロールの実施、医療安全コーナーの設置等により参加し、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図った。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○高度・専門的医療水準の維持・向上を図るため、適切な取組が計画的になされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標が策定されたか。 ・ 勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しが行われたか。 ・ 工学技術を用いた義肢装具等の研究・開発に関し、その成果をリハビリテーションに活用しているか。 ・ 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムが作成されたか。 ・ 当該プログラムに基づき医師臨床研修が実施されるとともに、指導医、研修医の意見を参考にし、当該プログラムの改善が図られているか。 ・ 勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修が実施されたか。 ・ 受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。 ・ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組んでいるか。 ・ 救急搬送患者が5万8千人以上受け入れられたか。 ・ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価が70%以上得られたか。 ・ 当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。 ・ クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。 ・ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。 ・ 全労災病院共通の医療安全チェックシートの統一に向けて、見直しがされたか。 ・ 全ての労災病院において、医療安全に関する研修会が計画的に年2回以上実施されたか。 ・ 全ての労災病院が医療安全推進週間に参加したか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 本項目においては、高度・専門的医療の提供について、中期計画・年度計画において定められている事項を着実に実施するとともに、医療機関としての基盤である良質な医療の提供を目指し、病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進、安全な医療の推進を重点事項として取り組んだ。</p> <p>病院機能評価については、全ての労災病院で500以上の評価項目全てをクリアすることを目標として問題点の改善に取り組み、本年度に受審した4病院を含め、受審率84.4%(27病院)、認定率65.6%と全国病院の状況(認定率16.5%)を大きく上回っている。</p> <p>また、分かりやすい医療の提供、医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、クリニカルパスの作成やその適用を強力に推進した(作成件数2,163件・対前年度比50.5%増、適用率79.6%)。</p> <p>さらに、安全な医療の推進については、国内の病院グループとしては初の試みとして全労災病院共通の「医療安全チェックシート」を導入したところであり、マスコミや他の病院から大きな評価を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定した。 ・ 勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しを行った。 ・ 学会発表、セミナーの開催、特許申請等を指標に義肢装具等の開発のため現在で8本の研究を実施中である。また、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練により麻痺患者等37人に対し運動機能再建を延べ991回実施しリハビリテーションに活用した。また、33人の歩行不可能患者のうち27人が何らかの方法により歩行可能となった。 ・ 臨床研修指定病院となっている26労災病院で、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成した。 ・ 上記病院で当該プログラムに基づき医師臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考にプログラムの改善を行った。 ・ 勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修を実施した。 ・ 受講生に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映した。 ・ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組みを行った。 ・ 救急搬送患者を64,472人受け入れた。 ・ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価が70%以上得られた(全病院平均78.6%)。 ・ 平成16年度病院機能評価実施予定の4病院で受審した。 ・ クリニカルパスについて、作成件数2,163件(対前年度比50.5%増)、適用率79.6%と、作成やその適用を強力に推進した。 ・ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映した。 ・ 医療安全チェックシートについて、スケジュール通りに見直しを行った。また、試行病院においては、チェック後に改善を要する項目について見直しに取り組んだ。 ・ 全ての労災病院において、医療安全に関する研修会を年2回以上(計453回)実施した。 ・ 全ての労災病院において、自院の特徴を盛り込んだ実施計画を立案し、「医療安全推進週間」(11/21日～11/27土)に参加した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画通りである。 ・ 労災看護学または産業看護学の確立のための基盤ができた、と評価する。 ・ 脊髄損傷者のための歩行訓練補助機器の実用性に今後期待する。 ・ 高度・専門的医療水準の維持・向上のために、具体的項目ごとに計画的に進めたことは評価できる。これらの成果をバランス・スコアカードの手法で総合的な評価が進むことを期待する。 ・ 職員研修は、評価する。 ・ 現実に需要の見込まれる共同研究を行っている。 ・ 中越地震、福知山線事故の際に適切な措置をとった。 ・ 医療安全に関する研修会を行った。 ・ 魅力ある医師臨床研修を実施することが、労災医療に貢献する医師の確保につながるため今後の頑張りを期待する。 ・ 病院機能評価の積極的受審、「医療安全チェックシート」の導入等、質の向上に積極的に取り組んでいる。 ・ クリニカルパスの作成や適用を推進した。 ・ 患者満足度は、いつ、どこで調査したかが大切である。退院後1～2ヶ月後の満足度が重要といわれている。 ・ 質的な情報量が多いため、もう少し目標設定を的確かつ簡潔に行ってほしい。 ・ 計画を大幅に上回るものは、当初目標が低すぎたのではないかと思われるが、各種方策の展開は高く評価できる。 ・ 医療事故(過誤も含む)に関する記載がないのでわからない。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
<p>⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 国の設置する委員会への参加等 「振動障害の検査指針検討会」など労災認定基準等の見直しに係る検討会に7人の労災病院医師が参加したほか、「地方じん肺審査会」など国の設置する委員会に労災病院医師50人が参加し、行政機関に対して積極的に協力を行った。</p> <p>イ 労災認定に関する意見書等の適切かつ迅速な作成 労災認定に関する意見書等の作成について、特に複数の診療科にわたる事案に関し、院内医師への迅速な依頼や院内体制の連携の緊密化に努め、全ての意見書等の平均において処理日数を前年度比8.6日短縮した。</p> <p style="text-align: right;">〔平成15年度 平均29.3日 平成16年度 平均20.7日（8.6日短縮）〕</p>	
評価の視点	自己評定	A	評 定	B
<p>○ 療養施設の運営業務（行政機関等への貢献）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。</p> <p>・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 労災認定基準の見直しに係る検討会に積極的に参加するとともに、労災認定に係る意見書等の処理日数を平成15年度29.3日から20.7日に大幅に短縮（△8.6日）した。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等へ労災病院医師50人が参加し、情報提供等の協力を行った。</p> <p>・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成について、処理日数を前年度から8.6日短縮した。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画通りであり、当然の結果である。 ・ 処理日数等の短縮が順調に進んでいると評価できる。 ・ 行政に適切な情報提供を行った。特に迅速な意見書提出に努めた。 ・ 労災認定の意見書のスピード化はそれまでの仕事が一概念に基づいて行われていたにすぎない。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を一層促進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を一層促進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターの運営 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であった、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受け入れている。また、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組により、退院患者のうち80.2%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった。これらのことから、患者からは満足度79.8%（特に、「たいへん満足」が49.7%）と、高い評価を得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・リハビリテーション効果の評価と患者毎のプログラム改良 ・在宅就労支援プログラムの実施及び職業リハビリテーションセンターとの連携等による退院後のケア <p>② 総合せき損センターの運営 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であった、他の医療機関では対応が困難な外傷による脊椎・せき髄障害患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受け入れている。また、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組により、退院患者のうち82.9%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった。これらのことから、患者からは満足度89.7%（特に、「たいへん満足」が52.7%）と、非常に高い評価を得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・リハビリテーション効果の評価と患者毎のプログラム改良 ・患者の障害に応じた車いす・自動車関連機器の改造及びせき髄損傷者障害センターとの連携等による退院後のケア

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 療養施設の運営業務（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の促進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の促進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であって、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者及び外傷による脊椎・せき髄障害患者（いずれも全身管理が必要）を国内の広範囲にわたる地域から受け入れ、①患者毎の障害に応じたプログラムの作成、②重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師等による病院一丸となったチーム医療の実施、③在宅就労支援プログラムの実施、患者の障害に応じた車いす・自動車関連機器の改造、職業リハビリテーションセンター・せき髄損傷者障害センターとの連携による退院後のケア等により、目標とされた医学的に職場・自宅復帰可能である者の割合80%以上を達成した。</p> <p>両センターにおいては、過去に職場・自宅復帰可能である者の割合が80%を超えたことはなく、このような困難な目標を独法化初年度に達成した。さらに、これらにより、患者満足度調査において両センターとも労災病院の平均である78.6%を上回る満足度（総合せき損センターは89.7%、医療リハビリテーションセンターは79.8%。また、「たいへん満足」の割合が非常に高く、総合せき損センターは52.7%、医療リハビリテーションセンターは49.7%と、労災病院平均の37.3%を大幅に上回っている。）を得たことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 四肢・脊損の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の促進等により、医学的職場自宅復帰可能である退院患者の割合を80.2%得た。</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷者患者に対するチーム医療の促進等により、医学的職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を82.9%得た。</p>	A	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ ほぼ目標通りの復帰可能率の達成が進んでおり、また適正かつ効率的な運営の努力がなされていると評価できる。</p> <p>・ 社会復帰率を評価する。さらに社会参加・職業参加率をあげるよう期待する。</p> <p>・ 重度障害者の復帰につき結果を出した。</p> <p>・ 大切な仕事である。</p> <p>・ 両センターの患者満足度が高いことは評価できる。この成果を労災病院に普及していく努力を期待する。</p>	A

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 12,414人×5年間の5%増）</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。 また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 15,600件×5年間の15%増）</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被検者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千6百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 施設利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」（平成16年～平成18年の3年計画）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年～平成18年の3年計画）についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万6千件以上のアクセスを得る。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① センター利用者の確保 海外派遣企業、商工会議所等を訪問して海外派遣労働者に対する健康管理の重要性等を説明するなど、広報活動を強化するとともに、時宜を得た海外の医療事情や環境衛生事情に関する情報をリアルタイムで提供するなどサービスの向上に努めた結果、健康診断被検者・講習会受講者等の施設サービス利用者を14,816人確保した。 また、施設サービス利用者に対して、赴任前、赴任後の健康診断、健康相談のみならず赴任中の健康管理に関するフォローアップなど海外勤務に係る一貫した健康管理サービスを提供した結果、利用者満足度調査において、90.9%の利用者から海外派遣労働者の健康管理の向上に有用である旨の評価を得た。</p> <p>（利用者満足度調査） 実施時期 平成16年6月～7月及び平成17年2月 調査方法 無記名によるアンケート調査 調査対象者 施設サービス利用者451人 （うち有効回答408人、回答率90.5%） 調査内容 医師の説明、相談の内容等</p> <p>② 満足度調査の結果に基づく業務の改善 上記満足度調査において出された意見を基に、待ち時間短縮など施設利用者の利便性向上のための改善を行った。</p> <p>③ 調査研究の実施及び研究成果の提供 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析（3年計画の1年目）」では、海外勤務者と人間ドック受診者の検診結果を比較したところ、海外赴任期間が長期化すると、生活習慣病の危険因子、体重、コレステロール、尿酸が増加するとのデータを得た。 また、「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明（3年計画の1年目）」では、これまで実施していた社会心理的データの収集に加え、年齢、性別などの特性データや生化学検査のデータを収集し分析、検討を行った。 上記の結果については、平成17年度のホームページで情報提供を行う。 なお、平成16年度は、平成15年度までに実施した感染症、寄生虫等に関する研究成果について、日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会、日本寄生虫学会等において学会発表を行うとともに、ホームページで情報提供し20,688件のアクセスを得た。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。 また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。</p>	<p>(2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。 また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p>	<p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。</p> <p>② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p> <p>③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p>	<p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 海外巡回健康相談の実施 医療面の不安、セカンドオピニオンの需要及び健康相談に対するニーズの高い地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、外務省の派遣都市調査、日本人会や在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、アジア・アフリカ・中南米・東欧の32ヶ国54都市に、前期（6月～7月）3チーム、中期（10月～11月）4チーム、後期（2月）4チームの計11チームを派遣して、海外巡回健康相談を実施した。</p> <p>② 満足度調査・ニーズ調査の結果に基づく業務の改善及び派遣対象地域の見直し ア 満足度調査の結果に基づく業務の改善 各都市の相談者231人に対し、説明の分かりやすさ、相談内容等について満足度調査を実施した。 （有効回答231人、回答率100%） 相談時での対応への配慮や専門的な相談内容についての海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化、メンタルヘルス面での帰国後のフォローアップなどきめ細かな対応に努めた結果、92.6%の相談者から海外での健康管理に有用であった旨の評価を得た。 なお、本調査においては、派遣医師の専門とは異なる領域、とりわけ小児科、婦人科領域への相談の充実についての要望が多く、海外勤務健康管理センターのバックアップ体制や帰国後のフォローアップ体制等を強化することとした。 イ 派遣対象地域の見直し 上記満足度調査及び海外44都市の現地日本人会に対して実施したニーズ調査や外務省等が実施した派遣都市調査などを踏まえて検討会等を開催し、平成16年度には11ヶ国20都市を対象に派遣の中止及び新規の派遣などの見直しを行った。 また、平成16年度に相談者数が大幅に減少した、アンカラ（トルコ）、バタム（インドネシア）については、日本人会等からの要望が引き続き大きいことも考慮して、平成17年度の実績を見たうえで改めて見直しについて検討することとした。</p> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流 中国の医療関係者を招聘しての研修では、日本における医療制度や診療システム及び患者接遇などについて、日本語研修を含め医療現場での体験を通じた研修を行った結果、日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。また、帰国後の伝達研修などを通して関係する職員へ、研修で得た知見を広く周知した。 8ヶ国12病院の海外友好病院との間で実施した経営責任者交流会議では、「日本人診療における問題点と今後の対応」を中心に議論を行った。その結果、一部病院とのインターネットTVを用いた日本人患者からの相談システム構築や、日本人スタッフの配置、日本語パンフレットの整備などが実現し、現地で日本人が適切でより良質な医療を受けられるような改善が行われた。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 海外勤務健康管理センターの運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性に立ったパンフレットなどにより周知、広報活動が行われたか。 ・ 施設利用者が1万2千6百人以上確保されたか。 ・ 施設利用について有用であった旨の評価を80%以上得られたか。 ・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。 ・ 長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等についての調査研究が順調に推移しているか。 ・ これまでの研究成果をホームページで情報提供を行い、1万6千件以上のアクセスが得られたか。 ・ 海外巡回健康相談が必要な国、都市において計画どおりに相談が実施されたか。 ・ 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査において、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得られたか。 ・ 満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談について改善策の検討及び派遣対象地域の見直しが行われたか。 ・ 海外の医療機関等の医師、看護師等を対象とした研修及び交流が実施されたか。 ・ 研修効果の評価等に基づき、次回研修の改善について検討が行われたか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 海外勤務健康管理センターにおいては、時宜に応じた海外医療事情に関する情報の提供等のサービス向上に努め、14,816人(年度計画の117.6%、単年度で中期目標の22.8%達成)の利用者を確保した。併せて、センター利用者及び海外巡回健康相談における相談者からは、それぞれ90.9%及び92.6%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ及びパンフレットをリニューアルし、利用者の利便性を図った。また、海外派遣企業、商工会議所等を積極的に訪問し広報活動を行った。 ・ 積極的な広報活動とともに、時宜を得た適切かつ良質な医療情報を積極的に提供した結果、施設利用者数14,816人を確保した。 ・ 施設サービス利用者に対する接遇向上への配慮や、赴任前、赴任後の健康診断、健康相談のみならず、赴任中での健康管理に関するフォローアップ等きめ細やかなサービスを提供した結果、満足度90.9%の評価を得た。 ・ アンケートの意見等を反映し、待ち時間短縮など施設利用者の利便性向上のための改善を行った。 ・ 3年計画の初年度として、実態調査を実施し有用なデータを得た。 ・ 感染症や寄生虫等に関する調査研究の成果やリアルタイムな感染症情報など、良質な情報をホームページで提供した結果、20,688件のアクセスを得た。 ・ 外務省の派遣都市調査や現地日本人会、在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、計画どおり32ヶ国54都市において実施した。 ・ 専門的な相談内容についての海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化やメンタルヘルス面での帰国後のフォローアップなどきめ細かな対応に努めた結果、92.6%の満足度を得た。 ・ 満足度調査やニーズ調査の結果、外務省等が実施した派遣都市調査・市場調査の結果を踏まえ検討会を開催し、平成16年度には11ヶ国20都市を対象に派遣の中止及び新規の派遣などの見直しを行った。 ・ 中国の医療関係者の研修、海外友好病院8ヶ国12病院との経営責任者交流会議を実施した。 ・ 日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。また、帰国後の伝達研修などを通して関係職員へ、研修で得た知見を広く周知した。今後も、医療現場での研修を中心に日本の医療の実態を学んでもらい、日本についての理解を深めてもらうことで、日本人が海外で、適切でより良質な医療を受けられるような体制の確保に努めることとした。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画以上にこなしている。 ・ 海外健康管理支援に関して多様な取り組みを行い一定の評価を得ていることは評価できる。ただし、数値として設定された目標が達成されたかどうかだけでなく、その具体的な効果について説得力のある解説がほしい。 ・ 海外勤務健康管理センターの必要度は高く、頼りにされていると評価する。 ・ 成果を得ていることは、認められる。 ・ きめ細かな情報を提供し、満足度が90%を上回った。利用者数も年度計画を上回った。 ・ 生活習慣病、メンタルヘルス不全についての研究を着実に進めた。 ・ 海外での健康管理に関する有用性評価で92.6%の数字をあげた。海外友好病院と意見交流を行った。 ・ 国際化の進展とともに海外勤務者増の中、本業務の必要性は非常に高い。本業務の遂行は派遣企業が独自で行うもの、あるいは同種の機能を有する他の機関が行うものがあり、この中において本機関の独自の役割は何か、明確にする必要がある。 ・ 海外医療機関・医療職等との交流をさらに充実させ、現地の医療の充実にさらに貢献できるよう、期待する。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績 1,916回×5年間の5%増)</p> <p>(※参考2：平成14年度実績 9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ2,623回の研修(受講者数75,695人)を実施するとともに、産業保健関係者から10,383件の相談に応じた。 研修の実施に当たっては、現下の産業保健情勢に的確に対応するため、特にメンタルヘルス対策を事業運営の重点事項として掲げ、厚生労働省と密接な連携のもと、精神科医、心療内科医等に対し、産業保健に関する基本的な法令や対策、産業保健に関する基本的な知識、労働者の復職等に際し職場と連携した具体的な取組方法等を身につけるための研修を、全国の産業保健推進センターで、一斉に実施した。(研修会56回、精神科医・心療内科医1,041名(総受講者数:1,999名)) また、研修を受講した者7,111人及び相談窓口を利用した者442人を対象として、利用者満足度調査を実施し、研修については92.7%、相談については99.0%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益で有った旨の評価を得た。</p> <p>研修受講者 有効回答 4,844人、回答率68.1%</p> <p>相談者 有効回答 310人、回答率70.1%</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。 また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p>	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上を図るため、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する産業保健相談員等による評価を行う。 また、利便性の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。また、利便性の向上を図るため、インターネット、FAXによる相談の受付、頻出の相談をホームページへ掲載する。</p>	<p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上</p> <p>ア 研修内容の質の向上 研修内容の質の向上等を図るため、産業保健モニター制度の創設、評価担当産業保健相談員の選任等を行い、業務内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善という下記のaからeまでの取組を継続的に実施する仕組み）を確立し運用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握 b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定 c 事業計画に基づく事業の実施 d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価 e 評価結果を踏まえた事業の改善 <p>本年度は、評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価を基に、①講義と討論を併用した双方向の研修を実施するとともに、②職場実習を含む、より実践的な研修を実施するなど、研修内容の質の向上を図った。</p> <p>イ 利便性の向上 利便性の向上を図るため、各産業保健推進センターのホームページを活用し研修の案内（全センターで実施済）及び申し込み受付（31センターで実施済）を開始するとともに、各産業保健推進センターが発行する情報誌に研修案内（全センターで実施済み）を掲載した。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,167名を産業保健相談員として委嘱し、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。 また、相談の利便性の向上を図るため、FAXによる相談の受付（全センターで実施済み）、インターネットを通じた相談の受付（45センターで実施済み）を実施するとともに、受け付けた相談については1週間以内に回答することとした。 さらに、頻出の相談については、産業保健に関するQ&Aとして317項目の質問及び回答を労働者健康福祉機構ホームページに掲載した（アクセス件数12,610件）。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務（研修及び相談）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業保健関係者に対する研修が、延べ2千回以上実施されたか。 産業保健関係者からの相談が、9千6百件以上確保されたか。 研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価が80%以上確保されたか。 研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。 利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。 インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 本事業においては、延べ2,623回（年度計画の131.2%、単年度で中期目標の26.2%達成）の研修を実施するとともに、産業保健関係者から10,383件（年度計画の108.2%、単年度で中期目標の21.6%達成）の相談に応じるなど、中期計画・年度計画において定められている事項を着実に実施した。</p> <p>また、事業の重点目標としては、①研修及び相談の質を向上させる体制の構築、②自殺者が高水準で推移する現状や職業生活で強い不安・ストレスを感じる労働者の増加を踏まえたメンタルヘルス対策の2点に取り組んだ。①研修及び相談については、産業保健モニター制度の創設、多様な分野の相談員確保等に取り組み、研修・相談の質の向上に関する具体的な措置を講じたほか、②メンタルヘルス対策について、産業医に対する研修に加え精神科医等に対する研修を全国で一斉に実施するなどの取組を行い、研修については92.7%、相談については99.0%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度を得た。これらのことから、自己評定「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各産業保健推進センターにおいて、延べ2,623回の研修（受講者数75,695人）を開催した。また、現下の産業保健情勢に的確に対応するため、特にメンタルヘルス対策を事業運営の重点事項として掲げ、精神科医等に対し、産業保健に関する基本的な法令や知識、労働者の復職等に際し職場と連携した具体的な取組方法を身につけるための研修を、一斉に実施した。（研修会56回、精神科医・心療内科医1,041名（総受講者数：1,999名）） 産業保健関係者から10,383件の相談に応じた。 研修を受講した者7,111人及び相談窓口を利用した者442人を対象として、利用者満足度調査を実施し、研修については92.7%、相談については99.0%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益で有った旨の評価を得た。 産業保健モニター制度の創設、評価担当産業保健相談員の選任等を行い、業務内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善という下記のaからeまでの取組を継続的に実施する仕組み）を確立し運用した。 <ul style="list-style-type: none"> a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握 b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定 c 事業計画に基づく事業の実施 d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価 e 評価結果を踏まえた事業の改善 本年度は、評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価を基に、講義と討論を併用した双方向の研修の実施、職場実習等実践的な研修の実施など、研修内容の質の向上を図った。 各産業保健推進センターのホームページを活用し研修の案内（全センターで実施済）及び申し込み受付（31センターで実施済）を開始するとともに、各産業保健推進センターが発行する情報誌に研修案内（全センターで実施済み）を掲載した。 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家1,167名を産業保健相談員として委嘱し、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。 FAXによる相談の受付（全センターで実施済み）、インターネットを通じた相談の受付（45センターで実施済み）を実施するとともに、頻出の相談については、産業保健に関するQ&Aとして317項目の質問及び回答をホームページに掲載した（アクセス件数12,610件）。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ほぼ計画通りである。 数値目標についてはほぼ目標の水準を達成していると評価できる。 産業医をはじめとする研修の高い満足度は、評価できる。演習を取り入れた研修の施行はさらに広がるとよい。 目標を大きく上回る項目が多く、また研修及び相談に関し各種工夫が見られる。 大変な努力をされている。努力を多としたい。 相談につき99%の満足度を得た。メンタルな問題での休業後の復帰に重点を置いた研修を実施した。モニター制度を創設した。講義と討論を併用した研修に切り替えた。 ファックスやインターネットを通じた相談の受付を行い、また、ホームページを充実させた。 産業保健関係者に対する研修・相談・情報提供等が、実際に勤労者の健康（とくにメンタルヘルス）改善にどのような効果をもたらしているかにも着目すべきである。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 192,497件×5年間の15%増）</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p> <p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらによりホームページのアクセス件数については22万4千件以上得る。また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、各産業保健推進センターにおいては次の取組を行った。</p> <p>ア 機構本部において、産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動き等を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配布するとともに、産業保健に関する頻出の問に対するQ&Aの掲載など、機構本部のホームページを大幅にリニューアルし、最新の産業保健情報を提供した。</p> <p>「産業保健21」 発行回数 年4回（4月、7月、10月、1月） 発行部数 各71,460部 配布先 全国のすべての産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由）</p> <p>イ 各産業保健推進センターにおいて、産業構造等に応じた地域の情報を掲載した産業保健情報誌（地域版）を発行し、企業を経由して地域の産業医等に配布するとともに、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載など、各センターのホームページの内容を充実した。</p> <p>・産業保健情報誌（地域版として各センター毎に作成） 発行回数 年3回程度 発行部数 各17万部（平均） 配布先 地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由）</p> <p>・ビデオ・図書 整備件数 77,834件 貸出件数 67,351件</p> <p>・産業保健推進センターホームページ アクセス件数 489,899件</p> <p>ウ 提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（年1回開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った（125回）。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p>	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p>	<p>② 地域産業保健センターへの支援及び事業主に対する啓発活動 各産業保健推進センターにおいて、次の取組を行った。</p> <p>ア 地域産業保健推進センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（420回） ・ 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するための研修を実施（東京1回 29人参加、大阪1回 31人参加） <ul style="list-style-type: none"> ※ 研修受講者に対するアンケート調査では、全て受講者から「十分理解」又は「かなり理解」した旨の評価を得た。（3段階評価、有効回答56人、回答率93.3%） ・ 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催（66回） <p>イ 事業主に対する啓発活動</p> <p>ホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに、現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（732回）し、意識の啓発を図った。また、機構本部のホームページに産業保健に関するQ&Aを掲載した（317項目の質問及び回答を掲載）。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○産業保健関係者に対して修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務（情報の提供、その他の援助）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・産業保健関係者に対し、情報誌及びホームページ等により産業保健に関する情報の提供が行われているか。</p> <p>・産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。</p> <p>・ホームページのアクセス件数が22万4千件以上得られたか。</p> <p>・ビデオ・図書が計画的に整備され、そのリストがホームページ上で公開されているか。</p> <p>・地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。</p> <p>・地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修が行われたか。また、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修が行われたか。</p> <p>・事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 全国の産業医、産業看護職、企業関係者に対して、機構本部は頻出の問に対するQ&Aや国における産業安全衛生に関する動き等の共通の情報を中心として、各産業保健推進センターは地域産業保健情報や研修の案内等の地域に密着に関連した情報を中心として、効率的・効果的な情報提供を行った。こうした情報提供に当たり、外部の有識者からの意見も踏まえ、最新の産業保健情報を提供するため、ホームページのリニューアルをきめ細やかに（更新回数2,154回）など情報の質の向上を図った結果、産業保健推進センターのホームページアクセス年間約49万件（年度計画の218.7%、単年度で中期計画の43.8%を達成）等の成果を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・機構本部及び各産業保健推進センターにおいて、情報誌、ホームページによる情報提供を行うとともに、各産業保健推進センターにおいてビデオ・図書の貸出を行った。その他、報道機関への公表、雑誌への投稿、メールマガジンの発行、調査研究発表会の開催等を通じて、産業保健情報の提供を行った。また、有識者からなる委員会を設置し審議を行った。</p> <p>・提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（年1回開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った（125回）。</p> <p>・地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載など、ホームページの内容を充実し、489,899件のアクセス件数を得た。</p> <p>・産業保健関係者のニーズ等を踏まえ、産業保健相談員会議で今年度購入すべきビデオ・図書の検討を行い整備を行った。また、全ての産業保健推進センターにおいてリストをホームページ上で公開した。（保有数：ビデオ25,631本、図書52,203冊・貸出件数：67,351件）</p> <p>・地域産業保健センターの活動を支援するため、各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し（420回）助言等を行った。</p> <p>・地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するため、東京及び大阪の2カ所で研修を実施した。アンケートの結果、全ての参加者から「十分理解」「かなり理解」した旨の評価を得た。また、各産業保健推進センターにおいて、コーディネーターを対象として能力向上のための研修を実施した（66回）。</p> <p>・事業主に対し、産業保健に関する意識の啓発を行うため、ホームページ等を通じた広報を行うとともに、事業主セミナーの開催（732回）、地域の安全衛生大会等への協力等を通じて、産業保健活動の理解の促進を図った。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・計画通りに進んでいる。</p> <p>・適切な方法で情報提供を行った。</p> <p>・大きく目標を上回った項目が多く、研修の意欲も高い。</p> <p>・情報提供は重要な業務であることは認識するが、比較的、容易な対応である。</p> <p>・産業保健関係者に情報の提供が限られているが、普及・教育のためにも、学校保健や地域保健等にも広げていくことも検討に値すると思われる。</p> <p>・ホームページアクセス件数を除けば具体的な数値目標の設定がなく、評価基準の客観性を欠くのではないと思われる。単なる業務の実施という記述は努力の実態の記述だけのため一定以上の評価を得ることは難しい。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 業績評価を実施し、効果的・効率的な支給業務の実施を図ること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 業績評価を実施するとともに、その評価を踏まえた業務の見直しを行い、より効果的・効率的な支給業務を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 助成金の効果的・効率的な支給を行うため、支給業務に関する評価方法等の検討を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&Aを掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行うとともに、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼する。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行う。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 外部有識者から構成する業績評価委員会産業保健評価部会を開催し（平成16年12月15日開催）、助成金の効果的・効率的な支給に関する評価方法等を審議し、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金支給業務に関する業績評価実施細則」を策定した。 また、当該実施細則の平成17年度からの運用（業績評価）に先駆けて、対象事業場に対するアンケート調査（6月実施）の結果に基づきプレ評価を行い、利便性の向上を図るため、平成17年度から小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請受付期間を延長するなど改善措置を講じた。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 助成金の周知を図るため、機構ホームページで助成金に関する周知を行うとともに、新たに助成金に関するQ&A等を掲載（平成16年11月）した。これらにより、助成金に関するページについて14,604件のアクセスを得た。 また、情報誌「産業保健21」（4月号、7月号、10月号、1月号）に助成金に関する記事を掲載するとともに、産業保健関係者等に対してポスター、パンフレット等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌に助成金に関する記事の掲載を依頼した。 さらに、労働基準監督署に対し延べ998回、地域産業保健センターに対し延べ1,008回の協力依頼を行ったほか、延べ3,848事業場等に対して利用勧奨を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内(※1)、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内(※2)とすること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績 61日) (※参考2：平成14年度実績 25日)</p>	<p>(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>(3) 手続の迅速化 手続きの迅速化を図るため、各産業保健推進センターにおいて使用する支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムのプログラム見直しを行う。 また、助成金業務等に関する会議を開催し、不正受給防止の指示を行い、支給業務マニュアルの徹底を図り、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。</p>	<p>(3) 手続の迅速化 ア 手続きの迅速化 助成金の支給手続きの迅速化を図るため、事業主から申請書の不備を減らすために申請書記載例を配布するとともに、助成金の支給に関する業務処理のポイントをリスト化した助成金支給業務マニュアルを作成し、各産業保健推進センター担当者に配布して審査業務の標準化を図った。 これらの取組により、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、申請書の受付締切日から支払日までの期間を前年度比5日短縮して56日とした。自発的健康診断受診支援助成金については25日を維持した。 また、事務処理の大幅な効率化を目的として、事務処理用コンピュータシステムの見直しを行い、平成17年4月から稼働させることとした。これにより、中期目標期間中に達成すべき45日以内の目標を達成できる見通しが立った。</p> <p>イ 不正受給の防止 申請書の虚偽の記載など想定される不正受給の例ごとに防止策を検討し、全国産業保健推進センター所長会議(平成16年6月開催)において不正受給防止への取組を指示するとともに、各産業保健推進センターに助成金支給業務マニュアルを配布し、不正受給の防止に必要な措置の徹底を図った。 さらに、助成金支給事業場の実態調査(21事業場)を実施し、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金に関して、事業場から提出される産業医活動に関する報告書の記載に虚偽がないことを確認した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	B
<p>○助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・支給業務に関する評価方法等の検討を行い、評価方法等を定めたか。</p> <p>・助成金に関するQ & Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p> <p>・支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われたか。</p> <p>・助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 助成金の効率的・効果的な支給業務を実施するための評価制度を構築するだけでなく、右評価制度の平成17年度からの運用に先駆けてプレ評価を実施し、利用者からの要望事項を把握し、年度内に必要な改善措置を講じた。また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、助成金支給マニュアルの作成等により処理日数を5日(単年度で、中期目標期間中の短縮目標16日の31.3%達成)短縮するとともに、コンピュータシステムの見直し(平成17年度稼働開始)を実施し、中期目標期間中に達成すべき45日以内の目標を達成する見通しが立った。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・外部有識者から構成する業績評価委員会産業保健評価部会を開催し、助成金の効果的・効率的な支給に関する評価方法等を審議し、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金支給業務に関する業績評価実施細則」を策定した。</p> <p>・当該実施細則に基づく評価に先駆けてプレ評価を行い、利便性の向上を図るため、平成17年度から小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請受付期間を延長することとした。</p> <p>・助成金の周知を図るため、機構ホームページで助成金に関する周知を行うとともに、新たに助成金に関するQ & A等を掲載した。これらにより、助成金に関するページについて14,604件のアクセスを得た。</p> <p>・情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載するとともに、産業保健関係者等に対してポスター、パンフレット等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌に助成金に関する記事の掲載を依頼した。</p> <p>・労働基準監督署に対し延べ998回、地域産業保健センターに対し延べ1,008回の協力依頼を行ったほか、延べ3,848事業場等に対して利用勧奨を行った。</p> <p>・助成金の支給手続きの迅速化を図るため、事業主に申請書記載例を配布するとともに、助成金の支給に関する助成金支給業務マニュアルを作成し、各産業保健推進センター担当者に配布して審査業務の標準化を図った。これらの取組により、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、申請書の受付締切日から支払日までの期間を前年度比5日短縮して56日とした。自発的健康診断受診支援助成金については25日を維持した。</p> <p>・事務処理の大幅な効率化を目的として、事務処理用コンピュータシステムの見直しを行い、平成17年4月から稼働させることとした。これにより、中期目標で示された45日以内を達成できる見通しが立った。</p> <p>・全国産業保健推進センター所長会議において不正受給防止への取組を指示するとともに、各産業保健推進センターに助成金支給業務マニュアルを配布し、不正受給の防止に必要な措置の徹底を図った。さらに、助成金支給事業場の実態調査(21事業場)を実施し、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金に関して、事業場から提出される産業医活動に関する報告書の記載に虚偽がないことを確認した。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・計画以上に進んでいる。</p> <p>・よく努力されているが、概ね計画どおり(当然の成果)と考えられる。</p> <p>・評価制度につきプレ評価を実施した。不正受給防止のための具值的措置を講じた。</p> <p>・事務処理用コンピュータシステムの見直しを行った。</p> <p>・支給期間の短縮は具体的な効果が明確であり評価ができるが、助成金の周知や不正受給の防止については、行った事実の羅列でなく、より具体的かつ説得力のある指標を用いた説明を要する。</p> <p>・不正受給の実態が把握されていない。</p>		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績																		
<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 43.7日）</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とするため次の措置を講ずる。</p> <p>① 迅速な審査のための、事務処理方法の改善を行う。</p> <p>② 2～3回/月の立替払回数を原則週1回に拡大する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けの分かりやすいパンフレットを作成するとともに、制度や手続きを紹介するホームページを新たに作成し、情報提供の充実を図る。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とするため次の措置を講じた。これらの取組により、支払いまでの期間を対前年度比2.3日短縮して30.1日とした。</p> <p>① 外部からの相談照会等が多く審査担当職員が審査に集中できなかったという問題を解決するため、相談室を設置し、相談業務等を集約化して、相談等を受けていた審査担当部門を審査業務に専任化させることとした。 また、新任職員研修や疑義事案検討会を実施して審査業務のマニュアル化を徹底すること及び請求書の訂正処理を簡素化するなどにより事務処理方法を改善した。</p> <p>② 相談室を設置し、相談業務等を集約化して、相談等を受けていた支払担当部門を支払業務に専任化させることにより、立替払を原則週1回に拡大した。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">平成16年度</td> <td style="padding-left: 5px;">支払回数</td> <td style="padding-left: 5px;">48回</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">平成15年度</td> <td style="padding-left: 5px;">支払回数</td> <td style="padding-left: 5px;">31回</td> </tr> </table> <p>③ パンフレットを、請求者用・破産管財人用等対象者を分けて作成し、申請書の記載方法をより具体的に解説するとともに、制度の紹介、請求手続の解説及び頻出の問に対するQ&Aを掲載したホームページを新たに作成し、請求書の不備事案を減らすための情報提供の充実を図った。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">パンフレット配布先</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">労働基準監督署（343か所）</td> <td style="padding-left: 5px;">28,</td> <td style="padding-left: 5px;">600部</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">地方裁判所（50か所）</td> <td></td> <td style="padding-left: 5px;">686部</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ホームページのアクセス件数</td> <td style="padding-left: 5px;">12,</td> <td style="padding-left: 5px;">604件</td> </tr> </table>	平成16年度	支払回数	48回	平成15年度	支払回数	31回	パンフレット配布先			労働基準監督署（343か所）	28,	600部	地方裁判所（50か所）		686部	ホームページのアクセス件数	12,	604件
平成16年度	支払回数	48回																			
平成15年度	支払回数	31回																			
パンフレット配布先																					
労働基準監督署（343か所）	28,	600部																			
地方裁判所（50か所）		686部																			
ホームページのアクセス件数	12,	604件																			

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績												
<p>(2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により周知徹底を図る。</p> <p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行った。</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関し、ホームページの新設、パンフレットの見直し等により周知徹底を図った。</p> <table border="1" data-bbox="2101 590 2792 751"> <tr> <td>パンフレット配布先</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働基準監督署(343か所)</td> <td>28,600部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方裁判所(50か所)</td> <td></td> <td>686部</td> </tr> <tr> <td>ホームページのアクセス件数</td> <td>12,604件</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 清算型における確実な債権保全 平成16年度の破産事案立替払事業所件数3,196件のうち、求償可能な2,217件の全件について債権届を提出し、裁判手続きに迅速に参加した。 また、インターネットの官報自動検索システムにより、支払日ごとに清算・配当情報を収集した。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等に対し、当該事案の106事業所全件について計360回の提出督促を実施した。 また、指定の期日に弁済が行われていない事案については、66事業所全件について計198回の弁済督促を実施した。</p>	パンフレット配布先			労働基準監督署(343か所)	28,600部		地方裁判所(50か所)		686部	ホームページのアクセス件数	12,604件	
パンフレット配布先															
労働基準監督署(343か所)	28,600部														
地方裁判所(50か所)		686部													
ホームページのアクセス件数	12,604件														

評価の視点	自己評定	A	評 定	A								
<p>○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。 ・ 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。 ・ 原則週1回の支払いは実施されているか。 ・ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成されたか。 ・ 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。 ・ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。 ・ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。 ・ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 相談室の設置による業務の効率化(職員の審査業務・支払業務への専任化)、原則週1回の支払いの実施により、請求書の受付日から支払い日までの期間について、中期目標で示された30日以内を概ね達成する30.1日まで短縮した。併せて、請求者用・破産管財人用に分けたパンフレットの作成及び配布先の拡大、ホームページの新設などの広報・周知活動に取り組むとともに、立替払金の適切な求償を実施した。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化と原則週1回の支払の実施により、請求書の受付日から支払日までの期間を、不備事案を除き30.1日に短縮した。 ・ 相談室の設置による業務の効率化、新任職員に対する審査業務マニュアル化の徹底等の事務処理方法の改善を行った。 ・ 事務処理方法の改善により原則週1回の支払いを行った。(平成16年度 支払回数48回) ・ パンフレットを請求者用・破産管財人用等対象者を分けて作成し、申請書の記載方法をより具体的に解説するとともに、制度の紹介、請求手続の解説及び頻出の問に対するQ&Aを掲載したホームページを新たに作成し、情報提供の充実を図った。 ・ 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関し、ホームページの新設、パンフレットの見直し等により周知徹底を図った。 <table border="1" data-bbox="1157 1050 1929 1218"> <tr> <td>パンフレット配布先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働基準監督署(343か所)</td> <td>28,600部</td> </tr> <tr> <td>地方裁判所(50か所)</td> <td>686部</td> </tr> <tr> <td>ホームページのアクセス件数</td> <td>12,604件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度の破産事案立替払事業所件数3,196件のうち、求償可能な2,217件の全件について債権届を提出し、裁判手続に迅速に参加した。また、インターネットの官報自動検索システムにより、支払日ごとに清算・配当情報を収集した。 ・ 再建型である民事再生事案について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等に対し、当該事案の106事業所全件について計360回の提出督促を実施した。 ・ 指定の期日に弁済が行われていない事案については、66事業所全件について計198回の弁済督促を実施した。 	パンフレット配布先		労働基準監督署(343か所)	28,600部	地方裁判所(50か所)	686部	ホームページのアクセス件数	12,604件		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画通りである。 ・ 求償のために迅速な対応をした。立替払相談室を設置した。 ・ 中期計画そのものの設定が具体性を欠いているため、客観的な評価をすることは難しい。「積極的」「可能な限り」を達成したかどうかの評価は主観的になってしまう。ただし、努力の内容については評価する。 ・ 未払賃金の立替払業務は、効率化したことが認められる。短縮が急ピッチで進んだということは、特殊法人時代の業務遂行に問題があったと思われる。 ・ 国全体として必要な仕事であるが、なぜ本機構が対応するのか理解できない面もある。目標は大幅に上回った。 ・ 裁判手続をかなり行っているが、裁判費用はどうなっているかが懸念される。 	
パンフレット配布先												
労働基準監督署(343か所)	28,600部											
地方裁判所(50か所)	686部											
ホームページのアクセス件数	12,604件											

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>（2）国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムを作成するとともに、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施し、社会復帰意欲を喚起することにより、社会復帰率を平成14年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>（2）都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）自立能力の早期確立のための取組み 作業所の現状は、新規入所者の減少（4人）や入所者の長期滞留（平均在所年数17年）により高齢化（平均年齢58.6歳）を生み、その結果として、作業所設置の本来目的である社会復帰を果たす者が極めて少ないまま推移している。 このような状況から、入所者の自立能力の早期確立のため、入所者毎の社会復帰プログラムの作成と定期的（3ヶ月1回）なカウンセリングの実施、社会復帰に繋がる新たな作業種目の開拓により社会復帰意欲を喚起した。 その結果、社会復帰率は平成14年度実績に比し1.1ポイント高まり、22.1%となった。</p> <p>（2）都道府県労働局等との連携による早期就職支援 都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（123件）、障害者合同就職面接会への参加（12人）を実施したほか、（独）高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの専門カウンセラーから作業指導・助言を受ける（6人）など、早期の就職を支援した。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>B</p>	<p>評 定</p> <p>B</p>
<p>○リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰プログラムを作成し、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。 ・社会復帰率は、平成14年度に比し1ポイント高まったか。 ・就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。 	<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者毎の社会復帰プログラム作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供等により、社会復帰率の向上について中期計画どおり進捗しており、自己評定を「B」とした。 ・障害特性や希望に応じて入所者毎の社会復帰プログラムを作成するとともに、定期的（3ヶ月1回）にカウンセリングを実施した。 ・入所者毎の社会復帰プログラムの作成と定期的（3ヶ月1回）なカウンセリングの実施、社会復帰に繋がる新たな作業種目の開拓により社会復帰意欲を喚起し、社会復帰率は平成14年度実績に比し1.1ポイント高まり、22.1%となった。 ・ハローワーク、地域障害者職業センター等関係機関と積極的に連携を行い、求人情報の提供（123件）、障害者合同就職面接会への参加（12人）、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・職業指導（6人）などの支援を行った。 		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画通りである。 ・ 社会復帰プログラムを作成し、定期的なカウンセリングを実施した。 ・ 具体的な数値目標である社会復帰率等、設定された目標の範囲ではその達成に向けて推移していると評価できるが、作業種目の内容や入所者の質的評価については検討する余地がある。 ・ 施設に安住するのではなくノーマライゼーションの思想のもとに、地域に暮らす障害者としての方策を具体的に考えて対策していただきたい。 ・ 入所率50%はいかがなものか。 ・ 場合によっては在宅によるリハビリを強化すべきである。 ・ 抜本的見直しが必要である。 ・ 平成14年度実績に比して1.1ポイントの高まり（実施は成果なし）ということは、社会復帰という目標自体に問題があるとはいえないか。調査委員会で検討中とのことであるが、十分な議論を要する。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 平成16年9月28日に産業殉職者合祀慰霊式を開催した。また、納骨堂に遺族への納骨等に関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、植栽等を行い環境美化に努めた。 産業殉職者合祀慰霊式において、参列遺族等783人に対して満足度調査を実施し、87.9%の遺族等からの慰霊の場に相応しいとの評価を得た。（有効回答199人、回答率25.4%） なお、本調査において寄せられた式典の開催時期や開催時間に関する意見を踏まえ、平成17年度の産業殉職者合祀慰霊式について、開催時期等を見直すこととした。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	B
<p>○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。</p> <p>・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 産業殉職者合祀慰霊式の開催、窓口を設置し納骨等に関する相談の受付、植栽等による環境美化により、遺族等から、中期目標で示された80.0%を大きく上回る87.9%の満足度を得た。このことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式の開催、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置、植栽等による環境美化に努め、87.9%の遺族等からの慰霊の場に相応しいとの評価を得た。</p> <p>・満足度調査において寄せられた式典の開催時期や開催時間に関する意見を踏まえ、平成17年度の産業殉職者合祀慰霊式について、開催時期等を見直すこととした。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ 目標を大幅に上回って達成している。</p> <p>・ ほぼ計画通りである。</p> <p>・ 慰霊の場にふさわしい、とのアンケート結果が出ている。</p> <p>・ 慰霊の場として、5人のうち1人が満足しないという目標設定はいかがなものか。また、調査対象が参列者のみであれば、これだけ高い数値が出るのかもしれない、全対象者という母集団を正確に反映する必要がある。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者を確保することにより診療収入を確保するとともに、業務委託化の推進による人件費の抑制、近隣の労災病院が共同して物品の契約交渉を行うことによる物品調達コストの縮減、稼働率の高い機器の優先整備等を行う。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、16事業年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 労災病院における収支相償（損益均衡）達成のための取組 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成16年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、以下のような取組を行った。</p> <p>① 本部に「経営改善推進会議」を設置し、労災病院に対する病院運営支援・経営指導の強化を図るため、経営改善に向けた新たな制度や新たな経費縮減方策等を導入・決定し、各労災病院に対して取組を指示するとともに、月次及び随時、経営状況をフォローし強力に経営指導を行った。</p> <p>② 「本部・病院間協議（病院協議）」を実施し、個々の病院毎の経営分析や財務分析に基づき、平成20年度までの経営目標及び当該目標達成のための具体的取組等について病院毎に協議を行い、経営目標を確定するとともに、その実現に向けた取組について病院に対し指示を行った。</p> <p>③ 特に収支の悪い病院については、「経営改善病院」に指定し、本部主導で経営改善計画を策定し、継続的なフォローアップと実地指導を実施した。</p> <p>これらの結果、医療費のマイナス改定の影響はあったものの、当期損益は15年度と比べて63億円、年度計画と比べて26億円改善した。 具体的な取組事項は次のとおり。</p> <p>（具体的な取組事項） ア 診療収入の確保 クリニカルパスの拡充・急性期医療の取組により、平均在院日数が短縮し在院患者数が減少したが、病診連携を強化して新入院患者数の確保を図るとともに、新たな施設基準を取得することにより診療単価をアップさせ、診療収入の確保に努めた。 また、効率的な医療提供体制を構築するため、病床削減や亜急性期病床・障害者病棟の導入等を推進した。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に実行する。</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり。</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。</p> <p>2 予算 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>イ 人件費の抑制 業務委託化（医療事務、検体検査業務等の委託）の推進により人件費を抑制するとともに、以下のように給与カットを実施することにより、△20億円の人件費を縮減した。</p> <p>職員：俸給1.087%カット 賞与0.16月分カット、管理職加算半減</p> <p>また、平成17年4月から職員俸給2.5%カット及び賞与0.3月分カット（合計約△30億円・対15年度比）を実施した。</p> <p>ウ 医療諸費の縮減 「経営改善推進会議」で決定した薬品の共同購入、医療材料のSPD一括供給方式の導入を順次実施するとともに、本部からの薬品、医療材料の価格情報等を予定価格の参考にすること等により、購入単価の引き下げに努め、15年度と比べ、△20億円縮減した。</p> <p>エ 効率的な機器整備 1千万円以上の機器については、各病院が機器等整備計画書を本部に提出し、本部と病院とで必要性及び費用対効果を十分検討した上で、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備している。</p> <p>オ その他の取組 以上の取組に加え、全般的に経費を見直し、下記の取組により経費縮減を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸水浄化システム、節水バルブの設置等による光熱水費の縮減（△121百万円） ・医療機器等の保守回数、項目等の見直し、スポット契約への切替等による保守料金の縮減（△159百万円） ・清掃業務等の業務委託契約の清掃面積等の委託内容の見直し等による縮減（△107百万円） <p>(2) 労働安全衛生融資に係る借入金の財政投融資への確実な償還 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、年度計画に基づき財政投融資への償還を実施した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が執行されているか。 ・ 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償（損益均衡）を目指すため、損益改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。 ・ 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。 ・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 ・ 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。 ・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労災病院について、診療収入の確保、人件費の抑制、医療諸費の縮減、効率的な機器整備等の措置を講じることにより、前年度比63億円の損益改善を達成した。この額は、中期目標期間の損益改善目標額191億円（平成15年度の損益△191億円を平成20年度までにプラスとする）のうち33.0%に該当する大幅な改善額であり、このことから、自己評定を「A」とした。 ・ 年度計画に基づき、予算の範囲内で業務運営を実施した。 ・ 労災病院について、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に△191億円であった損益を、平成20年度までに当期損益プラスとすることを経営改善目標として、診療収入の確保、人件費の抑制、医療諸費の縮減、効率的な機器整備等の措置を講じ、当期損益は平成15年度と比べて63億円、年度計画と比べて26億円改善した。 ・ 労働安全衛生融資については、年度計画に基づき、財政投融資への償還を実施した。 ・ 予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費縮減に努めたこと等により生じたものである。 ・ 費用進捗化基準にしたがって適正に執行している。 ・ 研究開発普及事業において、16年度で計画していた研究開発機器経費が、年度内に調達ができなかったため執行できなかった99百万円が収益化されず残った。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画以上だと評価できる。 ・ おおむね中期計画の達成に向けて推移していると評価される。 ・ 費用削減が大幅に得られている。 ・ 目的積立金が計上できる体制の確立が望まれる。 ・ 厳しい環境の中で63億円の改善額を出した。 ・ 大幅に改善されており、優れた経営努力である。 ・ 大幅な改善は評価できるが、一日も早く収支ゼロとなるように努力願いたい。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3/12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。</p> <hr/> <p>第5 平成17年3月31日に、休養所「大沢野パレス」の売買契約を締結した。</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p>	
評価の視点	自己評価	B	評 定	B
	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 休養施設「大沢野パレス」について、適正に建物資産の譲渡手続を実施したことから、自己評価を「B」とした。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通りである。 ・ 施設の譲渡手続きについての計画遂行は評価される。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数 ① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤） ② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (期首：800人 期末：720人)</p> <p>2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。 ① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院 ② 予定額（注2） 総額 56,098百万円 (注1) 当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。 (注2) 「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。 ① 予定額（注3） 総額 2,467百万円 (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首の職員数（800人）以内とする。</p> <p>また、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の「年度別削減計画」を策定する。</p> <p>2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。 ① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院 ② 予定額 総額 14,381百万円</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。 予定額 493百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首職員数（800人）の範囲内で配置した。</p> <p>(参考) 平成15年度末 817人 平成16年度期首 800人 平成17年度期首 786人</p> <p>また、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数について、中期目標期間中の80人削減の確実な達成に向けて、現状況下における実現可能性を考慮した「年度別削減計画」を策定した。</p> <p>2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。 ① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院 ② 施設整備費 総額 14,376百万円</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により、労災看護専門学校の校舎補修工事、リハビリテーション施設の外壁塗装工事等の施設整備を行った。 施設整備費 493百万円</p>

評価の視点	自己評価	B	評 定	B
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首の職員数以内であったか。 ・ 「年度別削減計画」は策定されたか。 ・ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の配置、労災病院等の施設整備について、中期計画どおり進捗しており、自己評価を「B」とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首職員数800人以内で配置した。 ・ 「年度別削減計画」を策定し、平成20年度の720名体制に向けて着実に定員削減を実施した。(平成17年度削減数14名) ・ 年度計画に沿った業務実績である。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通りである。 ・ 数値上の目標設定については、予算額の達成という以上の評価は与えられないので、人員の削減だけでなく、もう少し全般的な人員・設備体制に関して具体的に目標設定することで、組織改善に向かうと期待する。 	